

小中学校における新たな教育制度

1 本市小中学校教育の目標

義務教育制度は、全ての国民に「人格の形成」と「社会の中でよりよく生きる資質や能力の育成」を図る最も組織的かつ重要な制度であり、戦後日本の発展のための人材育成に大きな成果をあげてきた。しかしながら、義務教育に係る問題の顕在化や地方分権の進展に伴い、本制度の見直しが求められており、中央教育審議会や教育再生会議等において論議されているところである。このような中、平成17年10月の中央教育審議会において、国の責任で学校の教育水準を確保しながら、市区町村と学校の主体性及び創意工夫により、地域の実態に応じた適切な義務教育を展開するよう答申が出された。

これらを踏まえ、本市においては、学校教育上の課題解決や今後の義務教育に対するニーズへの対応を考慮し、以下のような小中学校教育の目標を設定した。

（1）基礎学力の定着と体力向上を図る学校教育

学力格差などが懸念される中、宇都宮市の児童生徒のほとんどが通学する公立小中学校において、「基礎学力の定着」と「体力の向上」を図ることは極めて重要であり、多くの市民が望んでいるところである。このため、本市においては、基本的な生活能力の基礎となる知識や技能はもとより、社会生活を営む上で必要な思考力・判断力・表現力、さらには、今後の国際社会に必要不可欠な力である国語や英語などによるコミュニケーション力の定着、IT活用力などを、義務教育9年間の発達段階に応じた適切な指導により、確実に習得できる学校教育を展開する。また、健康・体力についても、小中学校間の連携を密にし、一人一人の発達段階に応じながら健康の保持増進のための実践力を育成するとともに、計画的・系統的に体力向上を図る学校教育を展開する。

（2）豊かな心を育てる学校教育

いじめ、規範意識の低下などの問題が指摘されている中、学校教育において豊かな心を育むことは大変重要であり、さらにこのことは、子どもが、国際化、価値観の多様化等が予想される今後の社会をよりよく生きるために必要不可欠である。一方、児童生徒は少子化の中で、家庭における兄弟姉妹によるかかわりなどから、各々の人間がもつ豊かな心を学ぶことは、現在極めて困難な状況である。このため、本市においては、学校における児童生徒の交流や様々な教育活動を通して発達段階に応じた適切な道徳教育を実施するとともに、それらと関連を図った体験学習、異年齢による学習活動をより一層推進することにより、人間のよさや自然の美しさ、生命の尊さなどについて実感をもって理解できるようにし、思いやりの心やルールの大切さ、未来に対

する夢や希望などを育む学校教育を展開する。

(3) 人や社会とかかわる力を育てる学校教育

少子化、高度情報化が進展する中、コミュニケーション力を育成し、マナーや人間関係を形成する力の向上など社会性の基礎を育むことは、今後の社会をたくましく生き抜く上で大変重要である。このため、本市においては、家庭、地域、異種学校との連携を図るなどして、友人はもとより、地域や企業人、外国人、高齢者等、様々な人と触れ合う活動を通して、異なる文化や生活習慣を互いに尊重し共に生きようとする態度と自律心を身に付けるとともに、ものづくり体験や自然体験などを通じて協力・協同の精神、社会生活をする上で必要とされる社会性の基礎を確実に身に付けさせる学校教育を展開する。

(4) 子どもの「よさ」を伸長する学校教育

今後の社会をよりよく生きるために身に付けなくてはならない豊かな人間性、社会性などを養うために、子ども一人一人のよさを生かし伸ばす学校教育を展開することは、児童生徒の自己実現を図る観点から極めて重要である。このため、本市においては、子どもたちが「夢」を実現できるよう、小中学校9か年の長いスパンに立ち、子どもの「よさ」を多くの教員が見取り、子ども一人一人に自信をはぐくむとともに、発達段階に応じた適切な指導を徹底し、子どもの「よさ」を伸長する学校教育を展開する。

(5) 職業人としての基礎を育む学校教育

子どもたちには、将来、自己の「夢」の実現や生計を立てることなどを目的に、社会の中で「働く」という義務の自覚を深める必要がある。また、社会に貢献するためには、高い職能をもつことが求められ、高等学校や高等教育が大きな役割を担ってきたが、近年の産業、経済の構造的な変化や雇用の多様化等を背景として、子どもたちの進路をめぐる環境は大きく変化している。このため、本市においては、将来自らの生活の基盤となり、生計を支え、生きがいにもつながる職業や勤労の在り方について、学ぶ意欲を高めながら小中学校から系統的に学べるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を地域、企業などの連携を密にしながら学校教育を展開する。

2 本市教育制度の見直しの基本的な考え方

宇都宮市は、地域に開かれ、地域に密着した学校を目指し、子どもが、社会の一員としての基礎・基本を身に付け、社会の中でよりよく生きるために、誰もが修得すべき資質・能力を身に付ける学校教育を目指している。このような学校教育を展開するためには、現行制度において生じるつまずきや段差を解消し、子どもの発達段階に応じた教育を実践するための制度の見直しが必要である。

また、本市義務教育の水準向上を目指し、学校教育の課題解決と社会のニーズに応じた教育研究を先駆的に進め、その成果を本市小中学校に還元する学校教育制度が必要である。

(1) 学力向上と学校生活適応を目指す全小中学校を対象とした教育制度の見直し

ア 一貫教育制度

学習内容の定着や学校適応に係る課題の一因が、小学校と中学校の教育内容や指導方法の違いにあることから、「学校生活適応」「学力向上」などを目指し、発達段階に応じた適切な指導を徹底する一貫教育制度を導入する。本市一貫教育制度においては、学習内容や指導方法をひとまとめととらえ、それらの系統性を図りながら、子どもの発達段階に応じたきめ細かな教育を展開する。

(2) 本市学校教育の水準向上を目指す先駆的研究の推進

ア 研究開発モデル校制度

本市学校教育の課題解決と社会のニーズに応じた教育研究を先駆的に進め、その成果を本市学校に還元することを目的とした研究開発モデル校制度を導入する。

研究機能については、今後の教育課題への対応を目指した研究開発校や9年制教育学校、特別支援教育パイロット校などが考えられる。

イ 宇都宮版特認校制度の導入

本市小中学校は、地域に根ざした学校教育を展開することから、学区制はこれまで同様に維持する。しかしながら、研究開発モデル校においては、通学区域を弹性化して一定地域から通学ができる宇都宮版特認校制度を導入する。